

医療法人社団 順信会

目黒整形外科内科 訪問リハビリテーション運営規程

（事業の目的）

第1条 この規定は、医療法人社団 順信会（以下、事業者という。）が目黒整形外科内科（以下、事業所という。）にて行う指定訪問リハビリテーション《指定介護予防訪問リハビリテーション》の事業（以下、事業という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護・要支援にある高齢者等の居宅において、適正な指定訪問リハビリテーション《指定介護予防訪問リハビリテーション》を提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。
- 2 指定訪問リハビリテーション事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法又は作業療法のその他必要なリハビリテーションを行うことによって、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。
 - 3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その居宅において理学療法又は作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 4 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な関係を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 医療法人社団 順信会 目黒整形外科内科
- （2）所在地 東京都目黒区目黒本町6－1－2 友愛ビル1階・2階・3階

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1人（理学療法士兼務）
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 従業者

理学療法士 1名以上

従業者は、指定訪問リハビリテーション《指定介護予防訪問リハビリテーション》計画及び報告書に基づき居宅を訪問し、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、祝日・法人の定める日を除く
- (2) 営業時間 平 日：午前9時00分から午後5時30分
土曜日：午前9時00分から午後4時30分

(事業の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション《介護予防訪問リハビリテーション》は、主治医の指示に基づき、要介護者等の心身の機能の回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画《介護予防訪問リハビリテーション計画》に沿って行う。

(利用料その他の額)

- 第7条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙「重要事項」定めるものとし、当該指定通所リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額です。
- 2 事業者は、第10条の通常の実施地域にお住まいの方にサービスを提供する場合は、交通費は無料とし、実施区域を越える場合の交通費は、実費相当額を請求するものとする。
 - 3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨に文書に署名を受けることとする。

(緊急時等における対処方法)

- 第8条 事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族利用者に係る居宅介護支援事業者《介護予防にあっては地域包括支援センター》等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第9条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため必要な措置を講じるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、下記の通りとする。

□目黒区一部

祐天寺、五本木、中目黒（3・4・5丁目）、目黒（3・4丁目）、中町、
下目黒（3・4・5・6丁目）、中央町、目黒本町、鷹番、碑文谷、柿の木坂、
平町、南、原町、洗足、大岡山

□品川区一部

小山台、西五反田（4・5・6丁目）、小山、荏原、平塚（2・3丁目）、
中延（1・2丁目）、西中延（1・2丁目）、旗の台（1・6丁目）

(個人情報の保護)

第11条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(身体的拘束の禁止)

第12条 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命もしくは身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、隔離、身体的拘束、薬剤投与、その他の方法により利用者の行動を制限しません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第13条 事業者は、感染症の発生及びまん延等の防止のために次の措置を講ずるものとする。

- 1) 感染症発生及びまん延等の防止に関する指針の整備及び定期的な委員会の開催
- 2) 従業員に対する感染症発生及びまん延等の防止を啓発・普及するための研修の実施
- 3) その他、感染症発生及びまん延等の防止のために必要な措置

(虐待防止)

第14条 事業者は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のために次の措置を講ずるものとする。

- 1) 虐待の防止に関する責任者の選任及び定期的な委員会の開催
- 2) 利用者及びその家族からの苦情解決体制の整備
- 3) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- 4) その他虐待防止のために必要な措置

(業務継続計画の策定等)

第15条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- 2 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(ハラスメントの防止)

第16条 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業者は、従業員に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 1) 採用時研修 採用後3か月以内
- 2) 継続研修 年1回
- 2 従業員は業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は開設法人の代表者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則 この規程は、平成21年4月1日施行

付則2 この規程は、平成26年6月1日施行

付則3 この規程は、平成27年8月1日施行

付則4 この規程は、令和6年4月1日施行

付則5 この規程は、令和8年6月1日施行